

算 定 方 法	告示	E100 シンチグラム(画像を伴うもの)	
		1 部分(静態)(一連につき) 1,300点 2 部分(動態)(一連につき) 1,800点 3 全身(一連につき) 2,200点	
	通知	注1 同一のラジオアイソトープを使用して数部位又は数回にわたってシンチグラム検査を行った場合においても、一連として扱い、主たる点数をもって算定する。 2 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、 100点 を所定点数に加算する。 3 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対してシンチグラムを行った場合は、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の 100分の30 又は 100分の15 に相当する点数を加算する。 4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。	
	通知	「注3」の加算における所定点数には「注2」による加算は含まれない。	
算 定 方 法	告示	E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影 1,800点 (同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき)	
		注1 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、 100点 を所定点数に加算する。 2 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して断層撮影を行った場合は、所定点数にそれぞれ所定点数の 100分の30 又は 100分の15 に相当する点数を加算する。 3 負荷試験を行った場合は、負荷の種類又は測定回数にかかわらず、所定点数の 100分の50 に相当する点数を加算する。 4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。	
	通知	(1) シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影は、同一のラジオアイソトープを使用した一連の検査につき、撮影の方向、スライスの数、撮影の部位数及び疾病の種類等にかかわらず所定点数のみにより算定する。 (2) 「注2」の加算における所定点数とは、「注1」及び「注3」の加算を含まない点数である。 (3) 「注3」の加算における所定点数とは、「注1」及び「注2」の加算を含まない点数である。	